

計画の位置づけ

1. 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
2. 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
3. 「長岡京市第4次総合計画 第1期基本計画」の部門別計画として位置づけます。
4. 基本目標Ⅵを「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」として位置づけます。
5. 基本目標Ⅲ、Ⅳ及びⅤを「長岡京市女性活躍推進計画」として位置づけます。

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画施策は、行政のあらゆる分野にわたるものです。庁内の推進体制を整備するとともに、行政の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

2 市民と行政の連携・協働による推進

市民一人ひとりが主体的に考え、取り組むことが重要であり、行政は市民や地域団体、市民活動団体、事業所と連携・協働して取り組みを進めます。

3 男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画の推進のための拠点施設である女性交流支援センターや男女共同参画フロア“いこ～る”での学習、交流、相談、情報提供・啓発などの事業を総合的に実施していきます。

女性交流支援センター

男女共同参画啓発

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画フォーラムの開催をはじめ、各種啓発講座や、パープル&オレンジリボンプロジェクトなど、様々な啓発事業を行っています。



<交流スペース>



女性の自立と社会参画のため、女性の様々な問題や悩みの相談をはじめ、ドメスティック・バイオレンス等の相談に、関係機関と連携してワンストップで対応します。

女性の相談室

予約・問合せ専用番号 **075-963-5502**
(月～土 9:00～17:00)

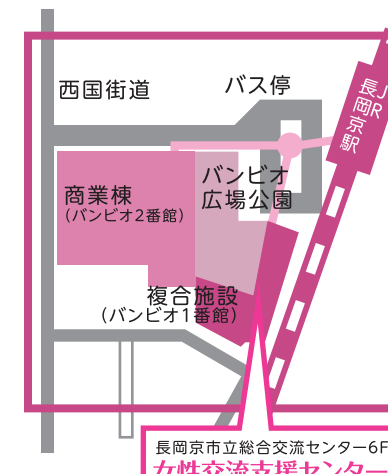
<女性の相談室>



<情報コーナー>
男女共同参画に関する約1,600冊の図書の出しと、行政資料や情報誌などの閲覧ができます。



ミルクを作るお湯もあります。
<授乳室>



長岡京市立総合交流センター6F
女性交流支援センター

女性交流支援センター

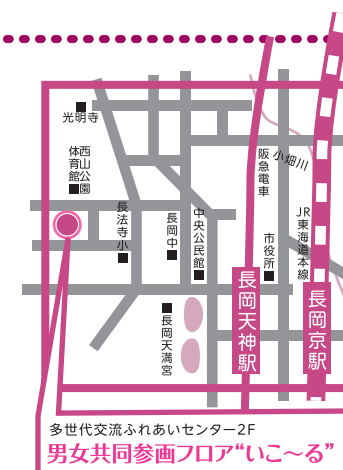
〒617-0833
京都府長岡京市神足二丁目3番1号
長岡京市立総合交流センター6階 TEL: 075-963-5501

男女共同参画フロア“いこ～る”

男女共同参画の啓発や男女共同参画を進める団体の活動・交流を行うフロアです。

“いこ～る”という愛称は、男女の性別や年齢によって差別が生じることなく、みんなが平等に、という意味づけられました。

会合・学習・講座・健康づくり体操・親子遊びなど、団体の活動や催し、交流の場としてお使いいただけます。



多世代交流ふれあいセンター2F
男女共同参画フロア“いこ～る”

なぜ、男女共同参画計画が必要なのでしょうか？

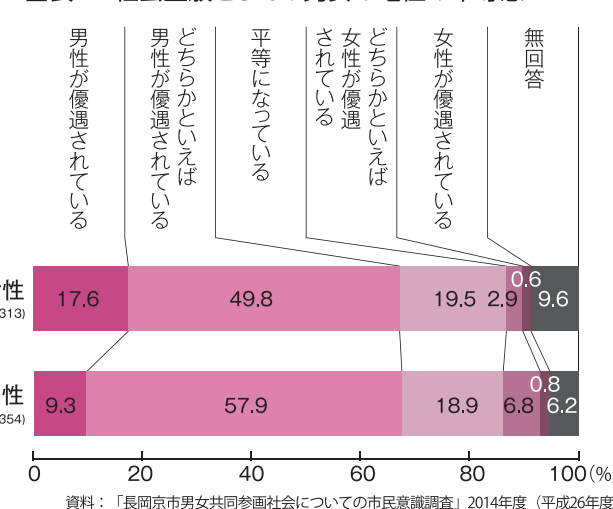
社会全般として男女平等と感じている市民の割合が低い

2014年度(平成26年度)に実施した「長岡京市男女共同参画社会についての市民意識調査」では、男女ともに20%弱しか「平等になっている」と感じていません。

女性の人権を尊重する意識が浸透していない

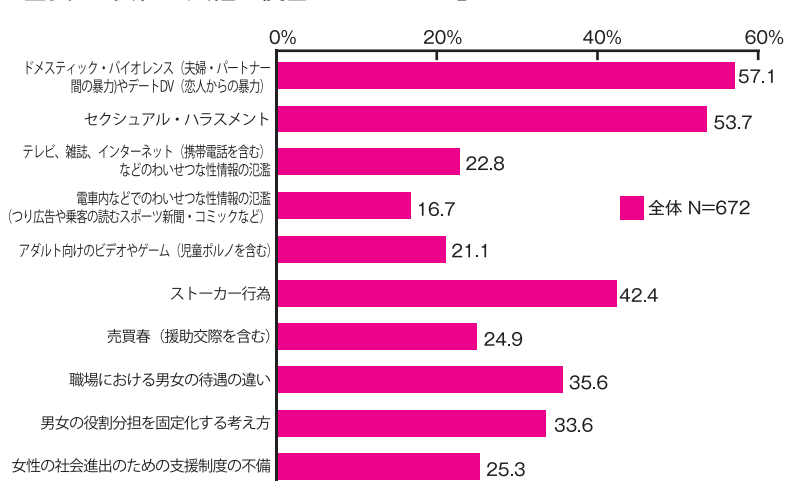
女性の人権が侵害されていると思うことの中で割合が高いのは、DVやデートDV、セクシュアルハラスメントですが、それでもその割合は50%台です。

図表1 社会全般としての男女の地位の平等感



資料：「長岡京市男女共同参画社会についての市民意識調査」2014年度(平成26年度)

図表2 女性の人権が侵害されていると思うこと



※その他、特になし、無回答は省略
資料：「長岡京市男女共同参画社会についての市民意識調査」2014年度(平成26年度)

「男女共同参画計画」を策定し、施策を進めることで、
市民一人ひとりが人権を尊重され、その人らしくいきいきと
暮らすことのできる社会を築きます。

長岡京市 男女共同参画計画 第6次計画 概要版

2016年度(平成28年度)

2020年度(平成32年度)

長岡京市

この計画がめざすのは、性別にとらわれず
一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、
誰にとっても暮らしやすい社会、
すなわち「男女共同参画社会」の実現です。

男女共同参画を推進するための10のカギ (長岡京市男女共同参画推進条例第3条 基本理念より)

1 個性と能力を発揮する機会の確保

性の違いによって差別されることなく、一人ひとりの個性や能力を発揮できる長岡京市を目指します。

2 多様な生き方の選択の自由

性によって役割を決めつけるのではなく、多様な生き方を選べるよう世の中のしくみや慣行について見直します。

3 あらゆる意思決定の場への共同参画

地域や職場、市などの意思決定の場に、誰もが参画できるよう、施策を進めます。

4 家庭生活と社会生活との両立

子育てや介護など家庭での活動と、仕事などの社会活動が両立できるよう支援します。

5 個人の尊厳と男女平等の意識を育む教育・保育

子どもから大人までが、人権や男女平等について学べるようにします。

6 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の保障

妊娠・出産などの性と生殖に関して、自分の思いが尊重され、生涯にわたり健康でいられるよう支援します。

7 均等で健全な就業環境の保障

個人の力が発揮される働きやすい職場づくりを支援します。

8 暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、DVなど、あらゆる暴力をなくすための取り組みを進めます。

9 あらゆる人の人権への配慮

男女の性別だけでなく、性同一性障がい有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などあらゆる人の人権について配慮していきます。

10 国際的取り組みとの協調

国際的な協調のもとに男女平等・男女共同参画の取り組みを進めます。

計画の概要

計画の期間 --- 計画の期間は、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)の5か年とし、社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

計画の構成 --- 計画は、長岡京市男女共同参画推進条例の基本理念に沿って7つの基本目標を立て、その目標を達成するために19の主要課題と、課題を解決するために36の「施策の方向」を掲げています。

計画の特徴

(1)目標(活動指標)による進行管理 --- 施策を進めることで、どの程度男女共同参画が進んだかを測るために、活動指標を設定し、目標値を定めています。毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。

(2)5つの重点施策の設定 -----

1. あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 女性の継続就労のための支援
3. 男性にとっての男女共同参画
4. 子どもにとっての男女共同参画
5. あらゆる暴力の根絶

基本目標 Ⅰ 男女平等・男女共同参画の意識づくり

さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を通して、男女平等や男女共同参画の考え方を浸透させていきます。また情報化社会において、さまざまなメディアを有効活用すると同時に、男女平等や人権尊重の視点で情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。

主要課題	施策の方向
1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担意識の解消 ● 国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実 ● 相談の充実 ● 男女平等・男女共同参画の意識の浸透
2 情報化社会における人権尊重・男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重に立ったメディア・リテラシーの向上

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.5% 男性 18.9%	女性 30.0% 男性 30.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数	10,292件/年	14,000件/年
男女共同参画フォーラム参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	66.3%	80.0%



成果指標(アウトカム指標)
行政活動の成果(政策の成果)を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足が得られたかを基準とします。「取り組みの結果、“何”が“どのよう”に“なったか”の指標。7つの基本目標について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、2020年度(平成32年度)末まで取り扱います。

活動指標(アウトプット指標)
「どんな取り組み“を”どれくらい“やるか”の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、事業に応じて進捗について報告します。

基本目標 Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

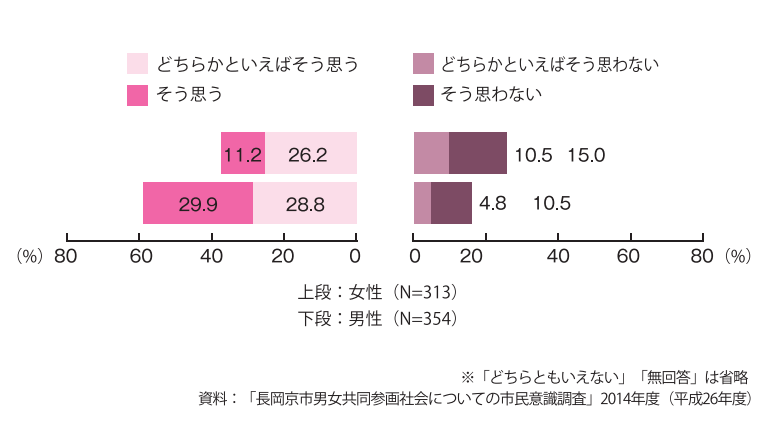
男女共同参画社会の実現には、家庭・学校・地域での教育・学習が果たす役割が重要であるという認識のもと、保育所・幼稚園・学校での保育・教育はもとより、家庭・地域での人権尊重と男女平等・男女共同参画が進むための教育・学習の推進を図ります。

主要課題	施策の方向
3 子どもにとっての男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ● 園・学校・保育所など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進 ● 家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進
4 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な選択を可能にする学習機会の提供

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 72.2% 男性 74.6%	女性 80.0% 男性 80.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	6回/年	9回/年
人権教育・啓発事業の中で男女平等・男女共同参画に関する事業数	15事業/年 ※44事業中	18事業/年
男女共同参画を推進する講座・セミナーの開催回数と参加者数	23回/年のべ556人/年	30回/年のべ600人/年

図表3 子育てや生き方についての考え方
「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がいい」



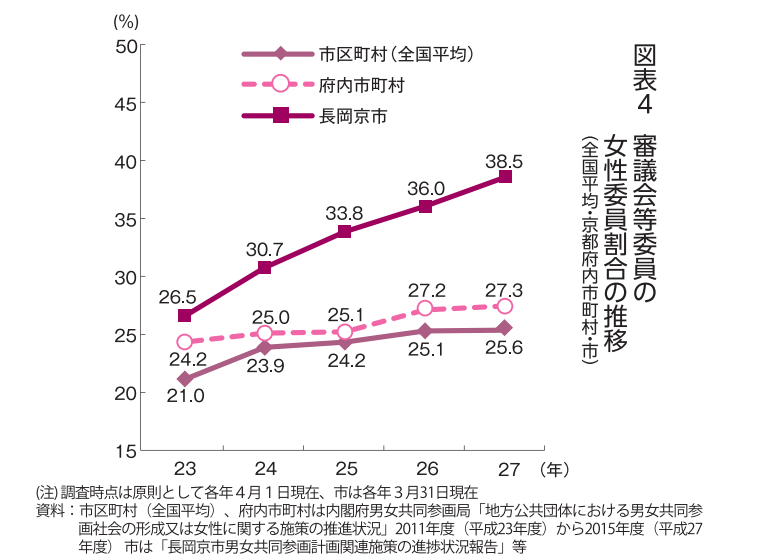
基本目標 Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

誰にとっても暮らしやすい社会をつくるためには、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されることが大切です。市自らが率先して女性の参画を積極的に推進するとともに、事業所や地域へも働きかけを行います。※計画の基本目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを、本市の「女性活躍推進計画」とします。

主要課題	施策の方向
5 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 市における女性の登用の推進 ● あらゆる意思決定の場への女性の参画拡大のための働きかけ
6 女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性リーダー育成の支援と女性のエンパワメント支援

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.2% 男性 33.9%	女性 30.0% 男性 40.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
長岡京市審議会等への女性委員の参画比率	38.5%	40.0%
長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%~60%である割合	57.9% (33/57審議会)	65.0%
長岡京市の女性管理職・監督職の割合	31.7% H26年度当初	38.0% H32年度当初



図表4 女性委員会等の推移
全国平均・府内市町村・市

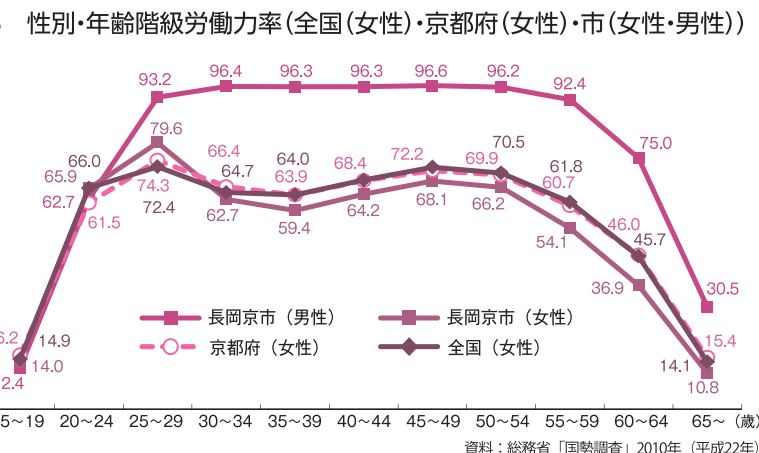
基本目標 Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画

男女平等の職場環境づくりのための支援をします。また、男女双方の視点や意見が反映できる男女共同参画の地域づくりを進めます。ひとり親家庭などの様々な困難を抱える状況に対応するよう支援します。

主要課題	施策の方向
7 働く場における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ● 農業・商工自営業に従事する女性への支援 ● 女性の継続就労と起業のための支援
8 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進 ● 防災における男女共同参画の推進 ● 男女共同参画の視点で活動する市民活動グループの支援
9 様々な困難を抱える人々の支援と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢女性及び障がいのある女性、在住外国人の女性などに対する支援 ● ひとり親家庭への支援 ● 多様な性を認める意識の醸成

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 16.6% 男性 23.7%	女性 25.0% 男性 35.0%
「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 40.6% 男性 50.8%	女性 50.0% 男性 60.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
男女共同参画フロア(いこ〜る)の承認団体数	18団体	20団体
再就職セミナーや女性のためのスキルアップ講座の実施回数と参加率	2回/年のべ8人/年	5回/年のべ50人/年
防災学習会の実施回数と女性参加者の割合	20回/年 50.0%	57回/年 50.0%



基本目標 Ⅴ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

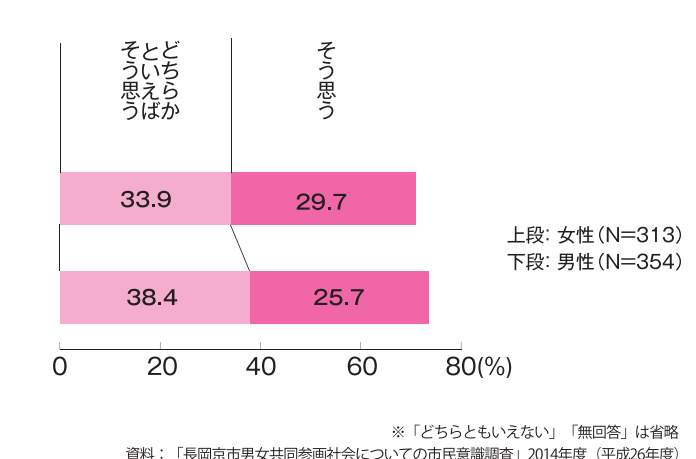
仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。一方、家事や子育て、介護、地域活動や、趣味なども暮らしに欠かすことのできない営みです。仕事と家庭・地域生活が個人の希望するバランスで実現できるよう、男性や企業への啓発を進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための支援に取り組みます。

主要課題	施策の方向
10 男女が共同で行う子育て・介護などの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と子育てや介護との両立を実現するための支援策の強化
11 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 ● 男性の家庭や地域活動への参加促進
12 男性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性にとってのワーク・ライフ・バランスを可能にする取り組みの推進

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 55.3% 男性 65.5%	女性 65.0% 男性 70.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	のべ83人/年	のべ100人/年
長岡京市の男性職員の育児休業取得者数	実数5人/5年間 ※1人(2か月取得)	実数3人/5年間
ファミリーサポートセンターの会員数	依頼474人 提供198人 両方 95人	依頼475人 提供200人 両方100人

図表6 仕事と家庭の関係についての考え方
「仕事と家庭や子育て等を両立できる企業は少ない」



基本目標 Ⅵ あらゆる暴力の根絶

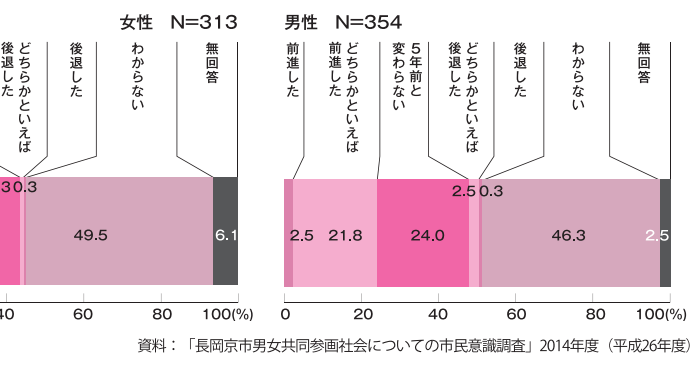
女性に対するあらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、啓発や学習機会の充実とともに、被害者に対する総合的な支援を進めます。※計画の基本目標Ⅵを、本市の「DV防止基本計画」とします。

主要課題	施策の方向
13 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる暴力を許さない意識の醸成 ● 配偶者からの暴力防止、ストーカー規制などに関する学習機会の提供
14 ドメスティック・バイオレンスに対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携による被害者への包括的支援 ● 被害者保護の徹底
15 セクシュアルハラスメントなどの女性に対する暴力防止と被害者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● セクシュアルハラスメントなどの女性に対する暴力防止のための取り組みの強化 ● 性犯罪などの防止に向けた啓発及び防犯対策の強化
16 女性に対する暴力に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談体制の充実と対応体制の強化 ● 性暴力被害者などに関する相談窓口や支援機関の周知

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「ドメスティック・バイオレンス(夫婦・パートナー間の暴力)やデートDV(恋人からの暴力)」を女性の人身被害や被害者と思う人の割合	女性 59.4% 男性 54.5%	女性 70.0% 男性 65.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数	2回/年	5回/年
パール&オレンジリボンプロジェクトの参加者数	※H27年度からの新規事業	のべ300人/年

図表7 男女共同参画の進み具合
「市のセクシュアル・ハラスメントやDVなど女性に対する暴力への対応」



基本目標 Ⅶ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく健康支援

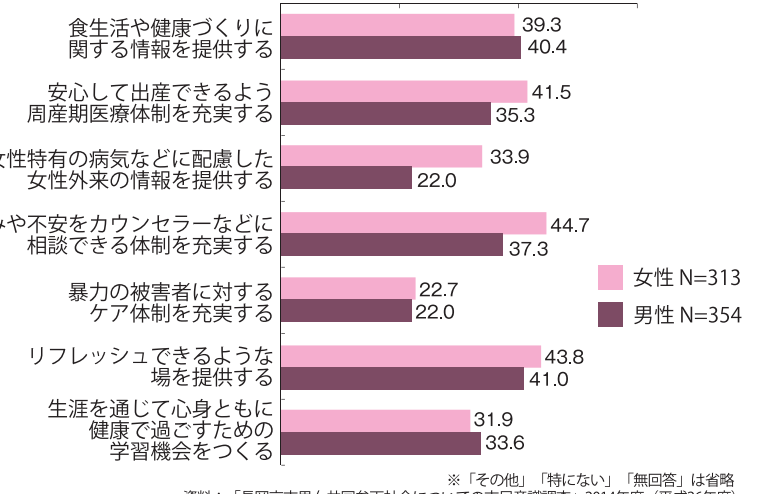
自分自身の心や体、性のあり方について正しい知識や自己決定権を持ち、主体的に生涯にわたる健康管理ができるよう、啓発や情報提供をしていきます。また、性差を踏まえた心身の健康づくり支援や生活習慣病の予防施策などを進めます。

主要課題	施策の方向
17 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 性と生殖に関する理解の推進(望まない妊娠の回避等)
18 女性のライフステージに応じた健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性のライフステージに応じた健康づくりの支援
19 健康をおびやかす問題についての対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 心と体の健康支援(自殺対策を含む) ● 性感染症や薬物依存などについての啓発

■ 成果指標と活動指標

成果指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 13.1% 男性 18.7%	女性 30.0% 男性 25.0%
活動指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値
乳がん検診受診率	18.9%	25.0%
子宮頸がん検診受診率	22.7%	23.0%
全妊婦の状況把握率	98.8%	100%

図表8 心と体の健康を保つために、長岡京市に必要な取り組み



男女共同参画を理解するためのキーワード

◆積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)
社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活などの調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいいます。

◆配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))
配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもを巻き込む暴力などが含まれます。

◆セクシュアルハラスメント
性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいいます。男女雇用機会均等法では、職場において行われる性的な言動に対する対応によって労働条件について不利益を受けること(対価型)、又は職場において行われる性的な言動により就業環境が害されること(環境型)をさし、セクシュアルハラスメント防止のための事業主の義務が規定されています。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)
1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。健康とは、身体的、精神的、及び社会的に完全に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ヘルスは、女性の全生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置づける理念です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。